

地域の
農業を担う
皆様へ

台風の被害を受けられた組合員の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。JAバンク静岡では被害を受けられた皆様の一日も早い復旧を応援しております。

～令和7年 台風15号の災害を受けられた皆様へ～

災害対策資金



※1：基準金利1.00%（当初5年間、1.00%の借入金利利息を、JAバンクが助成いたします。）

※2：JAを窓口として農業資金を借り入れる方に対して、本来借入者が静岡県農業信用基金協会に支払う保証料（相当額）の全額をJAバンクが助成いたします。

ご利用
いただける方

- 令和7年台風15号による被害を受けられた方
- 10万円以上 3億円以内

ご融資金額

ご融資期間

- 運転資金 15年以内（うち据置期間3年以内）
- 設備資金 20年以内（うち据置期間3年以内）
- 静岡県農業信用基金協会の保証を受けていただきます

担保・保証

※ 借入金利息および保証料の助成の適用には、条件があります。
※ 詳しくはお近くのJAバンク窓口でご確認ください。

組合員の皆様に幅広いサービスをご提供しています。

 JA遠州中央

ホームページは <https://jaenchu.ja-shizuoka.or.jp/>

- この地域の最寄り窓口および担当者です。
お気軽にご連絡ください！！

店舗名：

担当者：

TEL :

メモ :

令和7年台風15号による農業被害に対する災害対策資金

(アグリエース災害対策資金)

取扱期間： 令和7年9月17日～令和8年9月30日

ご融資より5年間は 0.0%

固定金利： 6年目以降から最終期限まで 1.0%

【商品概要】

令和7年9月17日現在

お使いみち	令和7年台風15号の影響を受けた組合員が、農業経営安定の為、緊急に必要とする営農関連資金とする。
ご利用いただける方	令和7年台風15号によって影響を受けた当JAの組合員
ご融資金額	10万円以上3億円以内で影響を受けた金額の範囲内
ご融資期間	運転資金15年以内(据置期間3年以内) 設備資金20年以内(据置期間3年以内)
ご返済方法	元利均等方式・元金均等方式
担保・保証人	・静岡県農業信用基金協会の保証をお受けいただきます。 (担保・保証人が必要になる場合もあります。)
保証料	・融資時に一括して所定の保証料をお支払いいただきます。※保証料助成制度あり
手数料等	ご融資後の条件変更(11,000円) * 契約には内容に応じて印紙税がかかります。
その他	・お申込みに際しては、当JAおよび保証機関において所定の審査がございます。 ・審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございます。 ・ご融資の実行期限を令和8年9月30日までとします。 ・罹災証明書が必要となります。(JA所定様式可) ・関係機関の利子補給を受けていただきます。
必要書類等	《個人の場合》 ・被害金額が証明できるもの。(見積書、領収書等) ・所得証明書(直近の確定申告書類3年分) ・固定資産評価証明書(固定資産名寄台帳) ・印鑑証明書 ・その他当JAが必要とする書類 ・罹災証明書(JA所定様式可)

(基準金利年1.00%に対し関係機関による利子補給を受けることで5年間無利子となります。)